

告示第 1 号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により, 下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達する。

なお, 当該書類は市長が保管し, 受領権限を有する者にいつでも交付する。

また, この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは, 当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年 1 月 5 日

館山市長 森 正 一



記

納税義務者	書 類 名	備 考
川上 一夫	令和7年度介護保険料(特徴)8月分 還付通知書	